

美幌町高齢者保健福祉・介護保険事業推進委員会について

美幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

(設置要領)

事業：(1) 美幌町の高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
(2) 美幌町の介護保険事業計画の策定に関する事項
(3) 目的を達するために必要な事項

組織：保健・福祉・医療に係る機関・団体及び公募により選任された町民のうちから町長が委嘱する。
18名以内の委員をもって構成する。



美幌町高齢者保健福祉・介護保険事業推進委員会

平成25年4月1日

(美幌町附属機関に関する条例)

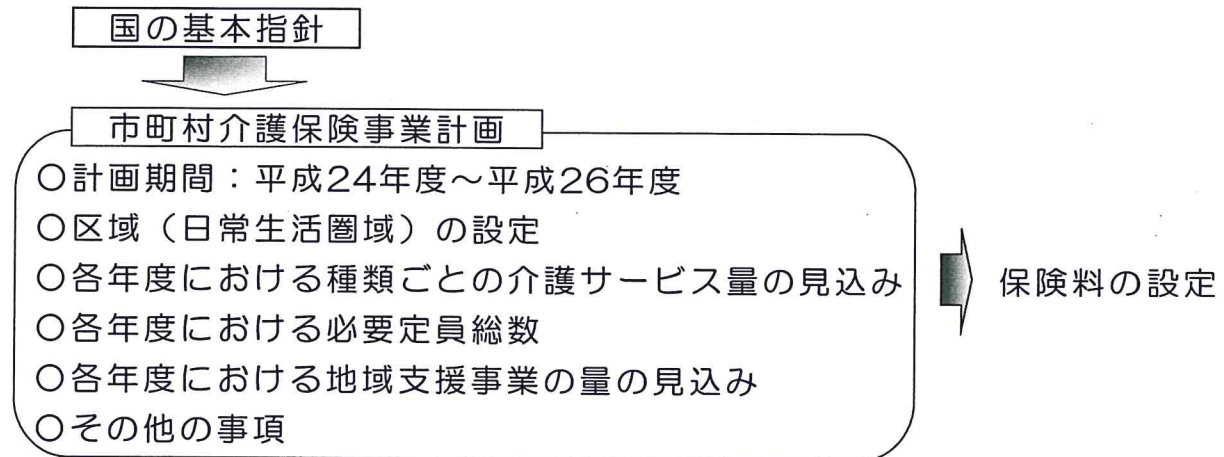
事業：(1) 美幌町の高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
(2) 美幌町の介護保険事業計画の策定に関する事項
(3) 上記計画の推進に関すること

組織：保健・福祉・医療に係る機関・団体及び公募により選任された町民のうちから町長が委嘱する。
18名以内の委員をもって構成する。

任期：3年間

美幌町高齢者保健福祉・介護保険事業計画について

老人福祉法第20条の8の規定に基づき、すべての市町村に策定が義務付けられている「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づき市町村に策定が義務付けられた「介護保険事業計画」を一体的に策定した法定計画です。現計画は、平成24年3月に策定しました。



○ 基本的な考え方

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる「介護・予防・医療・生活支援・住まい」のサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を構築するために必要となる①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、地域の実情に応じて位置づけるなど、高齢者が本格化する平成27年度以降における地域包括ケアの構築を見据えた新たな視点での取組をスタートする計画となっています。

美幌町の計画では、「認知症高齢者等対策」及び「見守り・支えあい体制の整備」を重点的取組として掲げています。